

工作所の労働争議（報告第五〇六號）に刺戟されて右解決條件の即時實行を要求するに至る。

十一、要求事項

- 一、年二回定期昇給を行ふこと（但し金額最低五錢以上）
- 二、現在の日給二割増給のこと、但し最低一割五分平均二割とし會社に於て勤続年数技術等を参考として
- 三、五ヶ年以上勤続者に對し會社の營業成績に應じ株券配當券所持者に對し配當金を支給のこと
- 四、月二回の公休を與へ日給支給のこと
- 五、正月には四日間、益には二日間公休とし更に四大節を公休とし日給支給のこと
- 六、兵役關係
簡閱點呼並に徴兵検査は公休とし日給支給のこと

勤務演習も亦公休とし日給の四割支給のこと

七、父母妻子死亡の時は五日間公休とすること

八、解退職手当支給の件

イ、勤続満一ヶ年以内は一月分支給

ロ、勤続一年以上は一ヶ月を増す毎に五日分加算のこと

ハ、五年以上は一月に對し二日半十年以上は一月に對し三日

分加算のこと

九、健康保険給付金は書類の具備せるものに對しては會社に於て適宜立替をなすこと

十、残業一時間につき一分二厘宛の歩増をなすこと

十一、附帯條件

本争議に關し犠牲者を出さざること

争議費用並に争議期間中従業員の日給金額會社負擔のこと